

岡谷市生活安全安心条例制定

—安全で安心で暮らせる住みよい地域づくりを—

制定の背景

昨今の社会情勢は目まぐるしく変化し、従来では考えられなかった事件や事故が全国的に急増しており、岡谷市においても他人事では済まされなくなってきました。

全国の市町村では、こうした社会情勢に対応するため、生活安全条例制定の機運が高まっています。岡谷市でも、生活の安全安心は、市民生活の根幹に関わる重要なことですので、条例化により一層の推進を図っていききたいと考えています。

制定の経過

社会情勢の変化等に対応するため、生活の安全安心に関する条例の制定について、庁内で検討を重ねてきました。生活の安全安心を推進していく上では条例の制定が必要と考え、条例の素案を作成し庁内の検討とともに岡谷市安全会議の中でも議論をしていただきました。

安全会議は、各種市民団体、国、県、市等により構成されており、住民の安全のための活動を今日までしてきていただいています。

今後も生活の安全安心に関する施策を推進していくには、安全会議と協働していく必要があります。条例案につきましても率直なご意見をお聞きました。

また、7月6日から26日までの間、パブリックコメント（意見提出手続）を本庁、三支所およびホームページ上で実施しました。

また、8月3日には市議会全員協議会に条例制定の取り組みを報告しました。条例案は、市議会9月定例会に提案し、原案どおり可決され、この条例が10月6日に公布施行されました。

制定の必要性

安全安心は、まちづくりの基本であり、住民が不安を感じるだけでなく社会生活を送れるということが、今日では自治体の重要政策課題になっています。

まちの安全と安心を確保するためには、住民グループや地域コミュニティの協力や活動が不可欠です。そのため、自治体を主軸に地域の生活に深く係わる岡谷市安全会議を構成する団体などが協働して対応し、共通の理解とそれぞれが果たすべき責務を明確にする必要があります。市民総参加で安全で安心なまちづくりをしていくためには、従来以上に活動をしていくことが求められています。

こうした社会情勢の変化とともに、増大しつつある不安解消のため、市、市民、事業者と関係する団体が協働することで、安全で安心できるまちづくりを一層推進するために条例を制定したものです。安全安心を対象とする分野は広く、推進方法も多岐にわたります。これらを調整し、効果的な活動を推進するためにも、条例が必要になります。

また、岡谷市の特色でもある先進的な安全なまちづくりは、今までも成果を挙げてきたものであり、

今後も保持していく必要性があります。関係団体等と協働し、関係機関と連携を図り、市民のみならずとも安全安心対策に取り組んでいきます。

条例の性格

安全安心を確保する主体は、市民のみならずです。自治体の責務は、コミュニティの態勢を育む方策を進めることです。そのため、目指す方向を示す条例を制定し、一体となって安全で安心な地域づくりを進めるものであり、実効性のある取り組みにつなげたいと考えています。

条例の骨子は、市民の安全意識の高揚、自主的な安全活動と施策の推進により安全で安心して生活できる地域社会の実現を図ることを目的とし、市、市民の責務を明らかにすること、関係団体、特に安全会議との協働、団体等への支援、関係機関との連携、市の推進体制の整備を規定したものです。

今後の取り組み

条例が制定されただけでなく、実際に取り組んでいくことにより、実効性を挙げなければならないと考えています。

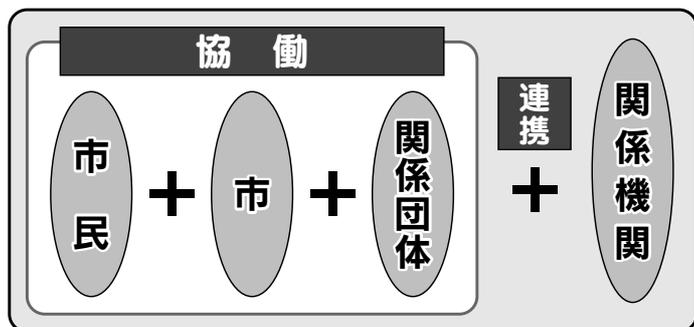
安全で安心な住みよい地域社会実現のため、理念を共有することで市民みなさんが主体になり取り組むよう、周知啓発活動を実施していくことが当面重要になります。

市と関係団体等との協働、関係機関との連携により、相乗効果を発揮して一層の取り組みをしていく必要があります。市は推進体制を整備し、各分野にわたり総合的な取り組みにより実効性を高めていきたいと考えています。

条例制定により、安全で安心な地域づくりを進めていくには、継続的な活動の積み重ねが大事であり、市は市民参画を図る中で施策の展開を図り、市民・事業者の自主的な安全活動とともに、岡谷市安全会議を始めとする組織団体それぞれが活動が一層充実することにより、不安の解消が図られ、事故防止や犯罪抑止など予防対応、抑止効果が期待できるといえます。

こうした総合的な取り組みを継続的に進めることにより、すべての市民が安全で安心して生活できる住みよい地域社会の実現が図られていくものと考えています。

岡谷市生活安全安心条例のしくみ



安全で安心できる住みよい地域社会

関係機関…国、県、他市町村等の各種機関

関係団体…安全会議、市民団体、NPO、ボランティアグループ等

市の責務

- 生活の安全安心に対する
施策の推進
- ・交通安全対策
 - ・防犯対策
 - ・火災予防
 - ・生活環境の整備
 - ・保健衛生（心身の安心）
 - ・広報および啓発活動
 - ・市民の自主的な安全活動の促進

市民の責務

- ・自らの生活安全の確保
- ・交通等のルールの遵守
- ・地域の安全活動の推進のための自主的・自発的な参加
- ・子ども等に対する見守り
- ・市の施策に対する協力

推進委員会設置

条例制定後、庁内に推進委員会を設置しました。この推進委員会は、施策の総合的な推進を図るため、各部等横の連絡を取りながら、施策の調整および推進、施策の検討および提言に関することを総体的に協議していくためのものです。

安全安心に対するご意見・ご提言をお寄せください 環境安全課

内線 1171
FAX 23-4817